平成２６年（フ）第７７６７号
東京都品川区西五反田７―24―14―404、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区北加瀬１丁目33―６
債務者　吉田　充里
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６８号
埼玉県川口市芝中田２丁目20―６―106
債務者　辻永　清隆
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３号
静岡市葵区上足洗２丁目２番９号　千代田寮404号
債務者　深澤真希子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５６号
静岡市葵区南瀬名町６番15号　アネックスＢ202号
債務者　入手　　旭
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７５０号
東京都江東区北砂１丁目１―１―502
債務者　佐々木愛子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４０号
東京都府中市府中町２丁目25―８―501
債務者　寺田　惠喜
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６３号
東京都府中市本町２丁目12―２―201
債務者　佐々木洸一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６４号
埼玉県上尾市大字大谷本郷714―２
債務者　田村　浩健
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６５号
東京都町田市南成瀬１丁目３―２―703
債務者　伊藤　佳代
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１５号
山口市鋳銭司5854番地の１
破産者　株式会社西建
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５４６号
静岡市駿河区泉町７番32号　西側、旧住所静岡市清水区馬走975番地の55
破産者　西澤喜惣治
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５号
静岡県焼津市中根新田1331番地の９
破産者　穴山　正保
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６号
静岡県焼津市西小川２丁目４番地の２　コーポ赤塚２―２、旧住所静岡県焼津市八楠４丁目７番地の10
破産者　伊東　　透
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６１号
名古屋市守山区城土町362番地の１　ソフィスティ城土901号
破産者　渡辺工業こと　渡辺　　武
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５９号
名古屋市千種区姫池通２丁目２番地の６　ＢＥＬＩＳＴＡ覚王山401号
破産者　森井　康夫
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８９号
神戸市垂水区霞ケ丘６丁目４番21―203号、従前の住所神戸市垂水区歌敷山２丁目２番４号
破産者　サンエー水産こと　細見　純子（旧姓戸村）
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部